

第69回 “社会を明るくする運動”

上越市推進委員会要項

令和元年5月31日(金) 13:45～
上越市教育プラザ(研修棟3階) 大会議室

1 開 会

2 挨 拶

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 上越市長 | 村山 秀幸 |
| (2) 上越地区保護司会会長 | 梅澤 俊行 |
| (3) 新潟保護観察所上越駐在官事務所
保護観察官 | 藤澤 大輔 |

3 議長選出

4 議 題

- (1) 第1号議案 第69回 推進委員会組織について
- (2) 第2号議案 第68回 事業報告及び決算報告について(監査報告)
- (3) 第3号議案 第69回 事業計画及び予算について
- (4) その他

5 議長退任

6 そ の 他

7 閉 会

第69回 “社会を明るくする運動” 上越市推進委員会名簿（案）

NO	氏 名	主 な 公 職 名
1	村 山 秀 幸	上越市長 上越市推進委員会委員長
2	高 井 義 晃	法務省新潟地方検察庁高田支部 支部長検事
3	滝 本 雅 一	法務省新潟刑務所上越拘置支所 支所長
4	丸 山 裕 子	法務省新潟地方法務局上越支局 支局長
5	藤 澤 大 輔	新潟保護観察所上越駐在官事務所 保護観察官
6	西 山 工 三	上越人権擁護委員協議会 会長
7	小 池 弘	上越市民生委員児童委員協議会連合会 会長
8	杉 本 正 彦	上越市町内会長連絡協議会 会長
9	藤 井 清 比 古	上越市地域青少年育成会議協議会 会長
10	飯 塚 裕	上越市青少年問題協議会委員（小学校）
11	田 中 敦	上越市青少年問題協議会委員（中学校）
12	風 間 和 夫	上越市青少年問題協議会委員（高等学校）
13	吉 村 久 子	上越市連合婦人会 会長
14	増 田 榮 子	上越市青少年健全育成委員協議会 会長
15	石 曾 根 公 二	上越地区協力雇用主会 会長
16	脇 嶋 孝 子	高田地区更生保護女性会 会長
17	安 達 ユ ミ 子	直江津更生保護女性会 会長
18	高 橋 恭 子	柿崎地区更生保護女性会 会長
19	杉 田 裕 子	板倉区更生保護女性会 会長
20	植 木 信 宏	上越地区 BBS 会 会長
21	鷺 嶺 紀 文	上越・妙高保護司会友の会 会長
22	梅 澤 俊 行	上越地区保護司会 会長 上越市推進委員会副委員長
23	大 道 智 紘	上越地区保護司会 副会長
24	松 村 公 雄	上越地区保護司会 副会長
25	渡 邊 長 芳	上越地区保護司会 高田分区長
26	西 山 工 三	上越地区保護司会 直江津分区長
27	大 塚 敬 美	上越地区保護司会 中部分区長
28	田 中 良 盛	上越地区保護司会 東部分区長
29	飯 塚 満	上越地区保護司会 地域活動部会長
30	新 部 直 彦	上越地区保護司会 広報部会長
31	北 島 賢 行	上越市福祉課長
32	小 嶋 栄 子	上越市社会教育課長

- 『事務局』 ○ 上越地区保護司会事務局 関川 正樹 市川 直行
 〒943-0892 寺町2-20-1（福祉交流プラザ内）TEL・fax 522-4693
- 上越市青少年健全育成センター 山崎 光隆 曾我 茂樹 竹下 由加理
 〒942-8563 下門前1770（教育プラザ内）TEL・fax 544-4690

第68回 “社会を明るくする運動” 事業及び決算報告

- 1 上越市推進委員会 平成30年6月1日(金) 13:45～ 上越市推進委員32名
 ・・(資料1)
- 2 強調月間事業 7月1日～7月31日 ・・(資料2)
 【街頭啓発活動】 ☆配布物：うちわ、テッシュ、パンフ
 ○高田・中部分区 7月7日(土) 10:00～ 村山市長 他53名
 ニ・七の朝市(大町3丁目)、イレブンプラザ前、あすとぴあ高田前、
 イオン上越店入口、パロー上越モール入口
 ○直江津分区 7月8日(日) 10:00～ 野澤教育長 他35名
 三・八の朝市(中央2・3丁目)、イトーヨーカドー入口、直江津駅前
 ○東部分区 6月21日(木) 柿崎区浄福寺お引上げ界限
 7月1日(日) 浦川原区ナルス浦川原店前
- 3 広報等の啓発活動
 ☆「広報じょうえつ」6月15日号にPR記事掲載
 ☆「上越タイムス」等新聞掲載
 ☆各メディアに研究会開催の情報提供
- 4 青少年健全育成事業の推進
 【青少年育成事業】
 ○地域青少年まちづくりワークショップの支援 (22育成会議) ・・(資料3)
 10月13日(土) ワークショップ発表(リージョンプラザ上越)
 ○青少年健全育成強調月間活動
 11月18日(日) 市民啓発活動(リージョンプラザ上越)
- 5 “社会を明るくする運動” 作文コンテストの募集(市内小・中学生)
 6月中旬：各分区保護司会で直接小・中学校を訪問して依頼
 応募数：小学校 2校 2編：中学校 5校 62編 合計7校 64編
 特別賞 上越市立大瀧小学校4年・太田和花さん「みんなが笑顔になれる社会」
 最優秀賞 直江津中等教育学校2年・小松実結さん「繋がる大切さ～思いを行動に～」
 特別賞 上越教育大学附属中学校3年・渡部光稀さん「人と人との繋がり」
- 6 上越市青少年健全育成研究会の開催 ・・(資料4)
 日時 7月16日(月) 午後1時30分～
 会場 上越市立城北中学校 (91人参加)
 ① 講演 「ネット社会の歩き方」
 上越教育大学学校教育実践研究センター
 特任教授 田邊 道行 様
 ② 研究協議 講演を受けて全員でのグループ協議
 ③ 講評 上越教育大学学校教育実践研究センター
 特任教授 田邊 道行 様

平成30年度社会を明るくする運動推進委員会決算書

(単位:円)

収入総額	支出総額	差引残高
347,829	299,466	48,363

<収入の部>

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	付記
愛の協力金	250,000	250,000	0	上越地区保護司会より
繰越金	97,829	97,829	0	前年度より
雑収入	1	0	△ 1	利子
合計	347,830	347,829	△ 1	

<支出の部>

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	付記
街頭宣伝費	130,000	114,908	△ 15,092	うちわ・ティッシュ代、お茶代、たすきクリーニング代
青少年健全育成事業	200,000	180,193	△ 19,807	作文コンクール記念品、子ども若者育成支援活動経費補助
事務費	17,830	4,365	△ 13,465	振込手数料、通信費、事務用品
合計	347,830	299,466	△ 48,364	

会計監査報告

諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確であることを認めます。

平成31年3月26日

監事

渡邊長芳



第69回 “社会を明るくする運動” 事業計画（案）

- 1 強調月間事業 令和元年7月1日～7月31日
- 街頭宣伝活動
- 高田・中部分区 7月2日（火）10:00～
ニ・七の朝市（大町3丁目）、イレブンプラザ前
あすとびあ高田前、イオン上越店入口、パロー上越モール入口
- 直江津分区 7月3日（水）10:00～
三・八の朝市（中央2・3丁目）、イトーヨーカドー店入口
水族博物館（うみがたり）前
- 東部分区 6月21日（金）15:00～
柿崎区 浄福寺お引上げ界限
7月7日（日）
浦川原区 ナルス浦川原店前

○街頭宣伝活動実施要項（案）・・・第3号議案 **別紙1** 参照

配布物：うちわ、テッシュ、パンフ

- 2 広報等の啓発活動
- ☆「広報じょうえつ」6月15日号掲載予定
- ☆「上越タイムス」等新聞掲載
- 3 青少年健全育成事業の推進
- ☆青少年育成事業
- ・地域青少年まちづくりワークショップ・・・22育成会議の中学生（期日未定）ワークショップ実践交流会（くびき希望館）
 - ・青少年健全育成強調月間（11月）
広報用テッシュ・パンフ配布（11/23）
- 4 “社会を明るくする運動” 作文コンテストの募集（市内小・中学生）
- 6月中旬：小・中学校に依頼（保護司会で学校を訪問し依頼する。）
- 5 上越市青少年健全育成研究会の開催
- 日時 7月15日（月）午後1時30分～4時30分
- 会場 牧コミュニティプラザ
- テーマ 「心身ともに健康な子ども」
- 講演 演題 「夢を目標に！」（仮題）
講師 新潟薬科大学 講師 大山 賢一 氏
（文部科学省 CSマイスター）
- 分科会 グループによる話し合い

第69回 “社会を明るくする運動” 強調月間街頭宣伝実施要項

“社会を明るくする運動” 上越市推進委員会
 (事務局) 上越地区保護司会
 上越市青少年健全育成センター

1 趣 旨

“社会を明るくする運動” は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

2 活動内容

朝市や大型ショッピングセンターなど、人が集まるところで、犯罪や非行の防止を呼びかけ、うちわやテッシュを配って街頭宣伝活動を行います。

3 参加割り当て

代表責任者		第1班(高田・中部分区) 高田分区長					第2班(直江津分区) 直江津分区長		
日 時		7月2日(火) 出発式午前9時30分 開始午前10時					7月3日(水) 高田と同じ時間		
集 合 場 所		高田まちかど交流館					レインボーセンター 多目的ホール		
宣 伝 場 所		朝市	あすとび あ高田	イレブ ンプラザ	イオン	パロー	朝市	イトーヨー カドー	水族館前
参 加 構 成 員	保 護 司 会	13	3	3	5	5	10	2	2
	更生保護女性会	4	0	1	2	0	2	1	1
	B B S 会	1	0	0	0	0	1	0	0
	セ ン タ ー 育 成 委 員 会	3	1	1	1	1	3	1	2
	民 生 委 員	2	0	0	1	0	2	1	0
	連 合 婦 人 会	1	0	0	0	1	2	1	0
	町 内 会 長 連 絡 協 議 会	1	0	0	1	1	1	1	0
	事 務 局	1	0	0	1	0	1	0	1
	合 計	26	4	5	11	8	22	7	6

平成31年度社会を明るくする運動推進委員会予算書(案)

(単位:円)

収入総額	支出総額	差引残高
298,364	298,364	0

1収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
愛 の 協 力 金	250,000	250,000	△ 0	上越地区保護司会より
繰 越 金	48,363	97,829	△ 49,466	前年度より
雑 収 入	1	1	0	利子
合 計	298,364	347,830	△ 49,466	

2支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
街 頭 宣 伝 費	120,000	130,000	△ 10,000	うちわ・ティッシュ代、お茶代
青少年健全育成 事 業	170,000	200,000	△ 30,000	作文コンクール記念品、 子ども若者育成支援活動経費補助
事 務 費	8,364	17,830	△ 9,466	事務消耗品等
合 計	298,364	347,830	△ 49,466	

上越市社会を明るくする運動推進委員会設置要領

(設置)

第1条

犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会をつくる「上越市社会を明るくする運動」(以下「運動」という)を実施することを目的とした上越市社会を明るくする運動推進委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(事業)

第2条

委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 運動の企画、実施及び啓発に関する事業
- (2) 市内の青少年の非行・犯罪の防止に関する事業
- (3) 更生機関・団体と連絡をとり犯罪予防活動に関する事業
- (4) その他、委員会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第3条

委員会の構成機関・団体及び役職等は、別表に定める。

(役員)

第4条

委員会に委員長1人、副委員長1人及び監事1人を置く。

- (1) 委員長は、上越市長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、上越地区保護司会会長をもって充てる。
- (3) 監事は、高田分区長をもって充て、会計を監査する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条

委員の任期は2年とする。ただし、任期途中において委員の交代が生じたときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員から退任したい旨の申し出がないときは、委員は再任されたものとする。

(会議)

第6条

委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第7条

委員会の事務・会計及び県推進委員会その他関係団体との調整を行うため、事務局を上越地区更生保護サポートセンターと上越市青少年健全育成センターに置く。

(経費)

第8条

この会に要する経費は、委託金、助成金、その多の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(委任)

第10条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

第69回 “社会を明るくする運動”

上越市推進委員会

資料

- 資料1 平成30年度上越市推進委員会 新聞記事・・・・・・・・・・ 1P
- 資料2 平成30年度街頭啓発活動 写真・新聞記事・・・・・・・・・・ 2P
- 資料3 中学生まちづくりワークショップ 写真・・・・・・・・・・ 3P
- 資料4 平成30年度青少年健全育成研究会 写真・・・・・・・・・・ 4P
- 資料5 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト 新聞記事・・・・ 5P
- 資料6 第69回“社会を明るくする運動”中央委員会実施要項の写し
及び新潟県実施要領の写し、内閣総理大臣メッセージ・・ 6～17P

資料1

「第68回“社会を明るくする運動”上越市推進委員会の様子」

平成30年6月1日（金）

・広報じょうえつでの啓発 ・新聞記事（省略）

資料2

“社会を明るくする運動”街頭宣伝活動（高田・直江津地区の様子）

平成30年7月7日（土）・8日（日）

・新聞記事・記録写真等（省略）

資料3

中学生まちづくりワークショップ実践発表会の様子

平成30年10月13日（土）・・・（リージョンプラザ上越）

・記録写真等（省略）

資料4

上越市青少年健全育成研究会

平成30年7月16日（月）祝日（上越市立城北中学校）

・新聞記事（省略）

資料5

“社会を明るくする運動”作文コンテスト

平成30年11月6日

・新聞記事（省略）

第69回 “社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
実施要綱

中央推進委員会

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。

1 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。

2 行動目標・重点事項

(1) 行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

(2) 重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

- ① 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。
- ② 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
- ③ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
- ④ 犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。
- ⑤ 非行少年等が学びを継続できる環境を作ること。

に關係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組むことを重点事項とする。

3 組織

この運動は、中央推進委員会並びに都道府県及び市区町村等を単位とする推進委員会により推進する。

(1) 中央推進委員会

中央推進委員会は、別添の機関・団体の代表により組織し、次に掲げる活動を行う。

- ① 運動名称の周知を図ること。
- ② 犯罪や非行のない明るい社会づくりについて国民に理解と協力を求める内閣総理大臣メッセージの周知を図ること。
- ③ 犯罪や非行のない、全ての国民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実

現を願うシンボルマークとして「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」の周知を図ること。

- ④ この運動の全国的な周知及び展開を図るため、別紙の取組を実施すること。
 - ⑤ この運動に参加する機関・団体に対し、都道府県及び市区町村等を単位として、都道府県推進委員会及び地区推進委員会を組織するよう要請すること。
 - ⑥ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会による各地域の実情に応じた活動の円滑な実施を支援すること。
 - ⑦ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会相互の連絡・調整を行うこと。
- (2) 都道府県推進委員会・地区推進委員会
- ① 都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、都道府県、市区町村等を単位として広く関係機関・団体に参加を求めて組織する。
 - ② 都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、中央推進委員会と連携し、行動目標の達成又は重点事項の推進に寄与する活動その他の犯罪や非行のない地域社会の実現に寄与する活動を各地域の実情に応じて企画・実施するとともに、これらの活動を行う団体又は個人に対する支援及び協力を行う。

4 再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底及び推進

再犯の防止等の推進に関する法律第6条に定める再犯防止啓発月間が7月とされていることに鑑み、その趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進すること。

中央推進委員会の取組

- シンポジウムなどの広報啓発活動
- 福祉関係従事者等を対象とした「保護観察官による更生保護出張講座」
- 「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～作文コンテスト」
- 第61回全国矯正展（全国刑務所作業製品展示即売会）
- 国立大学法人東京藝術大学とのワークショップの実施
- この運動に参加する関係機関・団体の機関誌等を通じた理解促進
- ポスター、パンフレット、^{しあわせ}幸福の黄色い羽根等の配布や、SNS等の多様な広報媒体を活用した効果的な広報を行うための支援
- その他この運動の全国的展開に資する活動に対する支援・協力

中央推進委員会を構成する機関・団体一覧

別添

[官公庁]

最高裁判所 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 文部科学省
厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 外務省 財務省 環境省 防衛省 最高検察庁

[司法]

日本弁護士連合会 日本司法書士会連合会 日本公証人連合会 日本司法支援センター

[士業団体]

日本行政書士会連合会 日本税理士会連合会 全国社会保険労務士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会

[警察]

(公財)全国防犯協会連合会 (一財)全日本交通安全協会 (公社)全国少年警察ボランティア協会

[自治]

全国知事会 全国市長会 全国町村会

[金融関係]

(一社)全国銀行協会 (一社)全国信用金庫協会 (一社)全国地方銀行協会
(一社)第二地方銀行協会 金融広報中央委員会

[経済・産業]

(一社)日本経済団体連合会 日本商工会議所 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会 石油連盟
全国商店街振興組合連合会 全国石油商業組合連合会 日本百貨店協会 (一社)日本民営鉄道協会
(公社)日本バス協会 (公社)全日本トラック協会 (一社)日本自動車整備振興会連合会
(一社)全国LPガス協会 (一社)全国建設業協会 (公社)日本中国料理協会
全国興行生活衛生同業組合連合会 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
(一社)日本アミューズメント産業協会 (一社)建設産業専門団体連合会

[労働]

日本労働組合総連合会 労働者福祉中央協議会

[農業]

全国農業協同組合中央会

[社会・厚生]

(福)全国社会福祉協議会 全国民生委員児童委員連合会 (福)中央共同募金会
(福)テレビ朝日福祉文化事業団 (福)NHK厚生文化事業団 (公社)日本社会福祉士会
(公社)日本精神保健福祉士協会 全国地域活動連絡協議会 (一財)児童健全育成推進財団
(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター (一社)日本臨床心理士会
(一社)全国地域生活定着支援センター協議会

[教育]

全国高等学校長協会 全日本中学校長会 全国連合小学校長会 (公社)日本PTA全国協議会
(一社)全国高等学校PTA連合会 (公社)全国公民館連合会 法科大学院協会
(一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟

[文化・芸術]

(公社)日本将棋連盟 (公財)日本棋院 (公財)日本美術院
(公財)文化財保護・芸術研究助成財団 (一社)落語協会 (公社)日本作曲家協会

[報道関係]

(一社)日本新聞協会 日本放送協会 (一社)日本民間放送連盟 (公社)ACジャパン

[スポーツ・体育]

(公財)日本スポーツ協会 (一社)日本野球機構 (公社)日本プロサッカーリーグ (一財)全日本剣道連盟
(一財)全日本剣道道場連盟 (公財)全日本柔道連盟 (一財)日本フットサル連盟 (公財)JKA
(一財)日本ボクシングコミッション (公社)日本アメリカンフットボール協会 (一社)日本女子プロゴルフ協会

[青年運動・女性運動]

全国地域婦人団体連絡協議会 日本青年団協議会 (一社)日本勤労青少年団体協議会
(公社)全国子ども会連合会 (公財)ボーイスカウト日本連盟 (公社)ガールスカウト日本連盟

[その他]

(公財)日本宗教連盟 (公財)交通道徳協会 (一財)平和協会 (公財)あしたの日本を創る協会 日本赤十字社
(公財)日本財団 (公財)日立財団

[法務省関係]

(公財)矯正協会 (公財)全国教諭師連盟 (公財)全国篤志面接委員連盟 (更)日本更生保護協会
(更)全国保護司連盟 (更)全国更生保護法人連盟 日本更生保護女性連盟 (特)日本BBS連盟
(更)立川更生保護財団 (認特)全国就労支援事業者機構 全国人権擁護委員連合会

※事務局は、法務省保護局更生保護振興課に置き、事務局長は、法務省大臣官房秘書課長とする。

<略号> (公社)：公益社団法人，(一社)：一般社団法人，(公財)：公益財団法人
(一財)：一般財団法人，(福)：社会福祉法人，(更)：更生保護法人
(特)：特定非営利活動法人，(認特)：認定特定非営利活動法人

第69回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

新潟県実施要領（案）

新潟県推進委員会

すべての県民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。

1 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。

2 行動目標・重点事項

(1) 行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

(2) 重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

- ① 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。
- ② 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
- ③ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
- ④ 犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。
- ⑤ 非行少年等が学びを継続できる環境を作ること。

に關係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組むことを重点事項とする。

3 組織

この運動の推進に当たるため、県及び市区町村又は地区保護司会等を単位とする“社会を明るくする運動”推進委員会を置く。

(1) 新潟県推進委員会

新潟県推進委員会は、県単位の組織として、別添の機関・団体の代表で組

織し、この運動の指導、連絡及び調整並びに県単位で行う運動の企画と推進にあたる。

新潟県推進委員会の事務を行うため、事務局を下記に置く。

新潟保護観察所 〒951-8104 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟地方法務総合庁舎
電話025-222-1531 FAX 025-227-1420

(2) 地区推進委員会

地区推進委員会は、各市区町村又は地区保護司会等を単位に組織し、その地域の実情に応じ新潟県推進委員会の構成機関・団体以外についても広く参加を求めるなどし、地域における運動の企画と実施にあたる。

地区推進委員会は、その地域における運動実施結果を 12月6日(金)までに新潟県推進委員会に報告する。

4 運動の方法

- (1) この運動は、年間を通して実施するものとし、7月1日から同月31日までの1か月間を強調月間とする。
- (2) 別添の関係機関・団体に対して、地域の実情に即した広報の協力を得る。
- (3) 新潟県推進委員会及び地区推進委員会は、相互の連携を深め、各種活動に対する支援、協力を行う。
- (4) 犯罪や非行のない明るい社会づくりについて国民に理解と協力を求める内閣総理大臣メッセージの周知を図る。
- (5) 犯罪や非行のない、全ての国民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実現を願うシンボルマークとして「^{しあわせ}幸福の黄色い羽根」の周知を図る。
- (6) 再犯の防止等の推進に関する法律第6条に定める再犯防止啓発月間が7月とされていることに鑑み、その趣旨を踏まえた活動の実施について考慮する。

第69回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
新潟県推進委員会の組織

(順不同)

【法務省以外の国の機関】

新潟地方裁判所
新潟家庭裁判所
新潟労働局
新潟公共職業安定所
自衛隊新潟地方協力本部
北関東防衛局新潟防衛事務所
新潟行政評価事務所
北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所
関東森林管理局下越森林管理署
新潟漁業調整事務所
新潟海上保安部

【法務省関係機関】

新潟地方検察庁
新潟地方法務局
新潟刑務所
新潟少年学院
新潟少年鑑別所
新潟公安調査事務所
東京出入国在留管理局新潟出張所
新潟保護観察所

【新潟県関係機関】

新潟県
新潟県警察本部
新潟県中央児童相談所
新潟県女性福祉相談所
新潟県教育庁
新潟県新潟学園

【法務省関係団体】

新潟県人権擁護委員連合会
新潟県教誨師会
新潟刑務所篤志面接委員会
新潟少年学院篤志面接委員会
新潟県保護司会連合会
更生保護法人新潟県保護観察協会
更生保護法人新潟県保護会
新潟県更生保護女性連盟
新潟県BBS連盟
特定非営利活動法人新潟県就労支援事業者機構

【新潟県関係団体】

新潟県市長会
新潟県町村会
公益社団法人新潟県防犯協会
公益財団法人新潟県交通安全協会
新潟県少年警察ボランティア連絡協議会
公益社団法人新潟県暴力追放運動推進センター
新潟県小学校長会
新潟県中学校長会
新潟県高等学校長協会
新潟県小中学校PTA連合会
新潟県高等学校PTA連合会
公益財団法人新潟県スポーツ協会
新潟県高等学校野球連盟
一般社団法人新潟県サッカー協会
新潟県公民館連合会
新潟県青少年問題協議会
新潟県青少年健全育成県民会議
社会福祉法人新潟県共同募金会
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
新潟県社会福祉審議会
一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会
一般社団法人新潟県子ども会育成連合会
あしたの新潟県を創る運動協会

【その他の関係団体】

新潟県弁護士会
新潟県司法書士会
新潟県行政書士会
日本司法支援センター新潟地方事務所
新潟県社会保険労務士会
公益社団法人新潟県社会福祉士会
新潟県地域生活定着支援センター
日本郵便株式会社新潟中央郵便局
日本赤十字社新潟県支部
日本ボーイスカウト新潟連盟
一般社団法人ガールスカウト新潟県連盟
新潟県農業協同組合中央会
一般社団法人新潟県商工会議所連合会
新潟県石油商業組合
新潟県遊技業協同組合
新潟県書店商業組合
公益社団法人新潟県バス協会
一般社団法人新潟県自動車整備振興会
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
東日本電信電話株式会社埼玉事業部新潟支店
東日本高速道路株式会社新潟支社
株式会社新潟日報社
株式会社朝日新聞社新潟総局
株式会社毎日新聞社新潟支局

株式会社読売新聞社新潟支局

株式会社日本経済新聞社新潟支局

株式会社産経新聞社新潟支局

株式会社時事通信社新潟支局

日本放送協会新潟放送局

株式会社新潟放送

N S T

株式会社テレビ新潟放送網

株式会社新潟テレビ21

株式会社第四銀行

株式会社北越銀行

株式会社大光銀行

株式会社新潟三越伊勢丹

株式会社アルビレックス新潟

佐渡汽船株式会社

新潟総踊り祭実行委員会

第69回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 主要行事予定（案）
新潟県推進委員会

1 各機関との連携

(1) 市町村長あて協力要請

- ① 内閣総理大臣メッセージの伝達
- ② 市町村広報誌への広報記事の掲載方依頼

(2) 県推進委員会構成機関・団体への協力依頼

- ① 広報ポスターの掲出
- ② 機関・団体が発行している広報誌等への広報記事の掲載依頼
- ③ 待合室等への広報資材の備え付け

(3) 報道機関あて協力（報道）要請

(4) 地区保護司会長あて協力要請

“社会を明るくする運動”地区推進担当者協議会
令和元年5月30日（木）午後1時30分から 会場：新潟保護観察所

2 主な広報活動

(1) 広報ポスターの掲出

警察署，路線バス，JA店，ガソリンスタンド，銀行，佐渡汽船等での掲出

(2) 横断幕，立看板及び幟旗，大風設置による広報

- ① 横断幕 新潟県庁 新潟地方法務総合庁舎
- ② 立看板 新潟地方法務総合庁舎
- ③ 幟旗 新潟地方法務総合庁舎 各種イベント会場
- ④ 白根大風 新潟地方法務総合庁舎

(3) 広報誌などによる広報

各市区町村広報誌等に広報記事を掲載

(4) 幸せの黄色い羽根による広報

犯罪や非行のない明るい社会づくりを推進するため，幸せの黄色い羽根の周知徹底を図る。

(5) CM動画等による広報

中央推進委員会作成のCM動画等を活用したテレビ、ラジオ等による広報。

(6) 公開ケース研究会の実施

公開ケース研究会等への資料提供など支援の実施

(7) 各種イベントにおける広報等

- ① 5月3日(金・祝)十日町市「きもの祭り」会場
- ② 6月7日(金)新潟市南区「白根大凧合戦」会場
- ③ 新潟市中央区街頭広報活動(7月)
- ④ 全国高等学校野球選手権新潟大会(7月)会場
- ⑤ 妙高四季物語『妙高夏の芸術学校』における後援、広報
- ⑥ ジュニアサッカー大会での広報

3 主な行事等

(1) 第69回“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施

テーマ：日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、

犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りに
ついて考えたこと、感じたことを題材とします。

対象：小・中学生

応募：400字詰め原稿用紙3～5枚程度

締切：令和元年9月13日(金)

表彰：最優秀賞、優秀賞、奨励賞は、第69回“社会を明るくする運動”新潟県推進委員会委員長(新潟県知事)から表彰されるとともに、第69回“社会を明るくする運動”中央推進委員会へ推薦されます。

(2) 民間協力者に対する表彰

法務大臣感謝状

- ① 推進委員会の行事に協力し、又はこの運動の趣旨に協賛して自主的な行事を実施し、成果を挙げた民間の個人又は団体(会社、学校等を含む。)のうち、その功績が特に顕著な者とする。
- ② 各推進委員会、おおむね1名又は1団体とする。
- ③ 推薦締切日：令和元年7月19日(金)

新潟保護観察所長感謝状

- ① 民間協力者で“社会を明るくする運動”に協力した個人又は団体(会社)、学校等のうち、その功績が顕著な者。
- ② 推薦締切日：令和元年8月30日(金)

第69回 “社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ ～
の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もが「RE:スタート」できる社会を構築することが重要です。

こうした更生保護の取組には長い歴史があり、本年、更生保護制度が施行されて70周年を迎えます。再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定された「再犯防止推進計画」を更に着実に実施し、再犯防止に向けた取組を強力に推進するためには、更生保護の諸活動を一層充実させることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根^{しあわせ}」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成31年2月26日

内閣総理大臣

安倍晋三